

6月定例会

市長等の給与の特例に関する条例など 6議案を可決・同意



6月定例会初日の様子

6月定例会には市長提出議案4件、議員提出議案2件の合計6議案が提出され、すべてを原案のとおり可決・同意しました。

主な議案の内容と採決の結果は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市長等の給与の特例に関する条例（原案可決）

依然として、地方財政を取り巻く厳しい状況の中、さらなる行財政改革推進の一環として、市長をはじめ三役自らが率先して経費の削減に取り組むため、市長、副市長、教育長の給料月額をそれぞれ10%減額するとともに、地域手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の積算においても減額後の給料月額による措置を講ずるため条例を新たに制定するものです。なお、減額期間は本年7月1日から平成27年4月30日までとなります。

○行田市特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例及び行田市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（原案可決）

行政改革推進の一環として経費の削減に取り組むため、市長、副市長、教育長への扶養手当の支給を廃止することに伴い条例の一部を改正するものです。

○行田市税条例の一部を改正する条例（原案可決）

東日本大震災の復旧や復興に向けて、地方税関連の特例措置を規定した「地方税法の一部を改正する法律」が平成23年4月27日に可決・成立し、同日付けで公布されました。これに伴い、個人市民税の住宅取得控除の適用期限の特例等の規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

人事案件

○行田市公平委員会委員の選任につき同意を求めるについて

行田市公平委員会委員、瀧田照子氏は、平成23年6月13日をもって任期満了となるため、市長から新たに岩見徹氏の選任について同意を求められ、これに同意しました。

議員提出議案

意見書

意見書を関係機関に送付

○義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（原案可決）

義務教育費国庫負担制度については、2006年度から国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、これによって地方が負担する3分の2の財源は税源移譲と地方交付税に委ねられることになりました。しかし、8割を超す道府県では財源不足が生じることが明らかです。

「三位一体改革」によって削減され続けている地方交付税で調整するのであれば、自治体の財政能力の格差も拡大していることから、結局、各地方の教育水準格差は拡大し、「教育の機会均等」を崩す事態となります。仮に税源移譲配分額が国庫負担削減額を上回る自治体であっても、その増額分が教育予算に配分される保障はありません。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育費国庫負担制度を維持し、負担率を2分の1に復活させることが必



議案の説明